

令和6年度第4回長崎県公共事業評価監視委員会

日 時：令和7年2月18日（火）

10時30分～11時52分

場 所：出島交流会館 11階 多目的ホール

— 午前10時30分 開会 —

1. 開 会

○事務局（金子） 定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第4回長崎県公共事業評価監視委員会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます土木部建設企画課の金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員会の出席者数について事務局から報告いたします。本日の委員会におきましては、5名の委員が出席されております。委員総数の過半数に達しておりますので、長崎県政策評価条例第11条の規定により、本委員会が成立していることを報告いたします。

続きまして、本日お配りしております資料は、ファイル資料1冊となっております。

本日ご審議いただきます案件は、土木部の県事業が2件、市事業が2件でございます。それでは、審議の進行について、友広委員長、よろしくお願いいたします。

○友広委員長 おはようございます。2月4日に予定をいたしておりましたけれども、天候の都合で当委員会を本日に変更させていただいたところでございますが、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速でございますが、これより審議を進めたいと思います。

まず、事業者からご説明をいただいた後、委員の皆様からのご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

それでは、始めますけれども、事業者におかれましては、要点を絞って簡潔な説明をしていただきまして、委員会の審議にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。あとは座って進めさせていただきます。

2. 委員会審議

都政-3 都市公園事業 大村市総合運動公園

○友広委員長 まず、はじめに「都政-3 都市公園事業 大村市総合運動公園」について、事業者の方からご説明をお願いいたします。

○大村市 河川公園課（金原） 大村市 河川公園課の金原といいます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、都市公園事業 大村市総合運動公園についてご説明させていただきます。

事業主体は大村市でございます。再評価の理由としましては、再評価後の事業費の変更でございます。

次のスライドをご覧ください。

審議の経過ですが、平成 13 年度に事業に着手し、直近では令和 3 年度に再評価を実施しており、今回、4 回目の再評価をお願いするものでございます。

次のページをご覧ください。

事業の目的としましては、近年、健康志向の高まりや高齢化社会を迎え、幅広い世代におけるスポーツ・レクリエーション拠点の整備及び市民の憩いの場の整備を行うものでございます。全体計画 22.1ha のうち、事業認可を受け、再評価の対象となります 1 期事業 11.7ha でございます。1 期事業の令和 6 年度末の事業進捗率は、変更後の事業費ベースで 56%、用地取得率は 86%でございます。

次のスライドをご覧ください。

事業の効果としましては、幅広い世代におけるスポーツ・レクリエーションの振興や心身の健康増進でございます。事業の必要性としましては、現在、市民一人当たりの都市公園面積は 6.91 m²であり、目標の 10 m²を目指して整備を図る必要がございます。さらに、本市は、人口が 1970 年から増え続け、総合運動公園近隣の竹松地区においても宅地化が進み、人口の増加に伴い公園が不足しております。また、スポーツ大会の開催や小・中学校のレクリエーションの利用など、スポーツ・レクリエーションの振興に寄与するものでございます。

次のページをお願いします。

事業の進捗としましては、事業認可を受けて整備を行っております青線で囲っている第 1 期事業のうち、灰色に塗っておりますグラウンドゴルフ場、多目的広場、テニスコートの 6 面、ぼうけん広場の 6.9ha の部分供用を開始しております。

次のスライドをご覧ください。

事業費を 46 億円から 75 億円に見直すこととし、増額の主なものとしまして、①の多目的広場における人工芝への変更、②の憩いの広場におけるインクルーシブ遊具などの設置、③のテニスコートへのスタンド屋根の設置、⑥の資材・労務費の単価上昇などで、詳細につきましては次に説明いたします。

次のページをお願いします。

①の多目的広場の変更についてですが、現在はソフトボール場として設計し、真砂土舗装での整備を行っておりますが、サッカーやラグビー等多様なスポーツ利用を図るため、人工芝を敷設する計画に変更することに伴い約 8 億円の増額となります。

次に、②の憩いの広場の変更についてでございますが、障害の有無や年齢に関係なく、全ての人が遊べるインクルーシブ遊具の設置やニーズが高まっているバスケットボールコートを設置することにより、様々な人の利用促進を図る計画に変更することに伴い約 4.5 億円の増額となります。

次に、③の日陰施設の追加でございますが、本公園は日陰施設が不足しており、熱中症対策を図るため、テニススタンド、多目的広場、園路沿いに屋根を設置する計画に変更

することに伴い約 3.5 億円の増額となります。

次のスライドをお願いします。

④のテニスコート防風フェンスの追加についてですが、当公園は大村湾に面しており、海風が強く、特に、ボールが軽いソフトテニス競技に支障を来しているため、防風フェンスを追加する計画にすることに伴い約 1.5 億円の増額となります。

次のページをお願いします。

⑤の中央園路駐車場の変更、多目的広場クラブハウスの追加についてですが、供用開始している中で、駐車場からぼうけん広場までが遠く、小さい子どもを連れていくのが大変との声が市民や議会から上がっているため、中央園路に駐車場を設置する計画に変更しております。また、多目的広場におきまして、2 つの大会を同時に開催するなど、利用促進を図るためクラブハウスを追加する計画にすることに伴い、合わせて 3.5 億円の増額となります。

次のスライドをご覧ください。

⑥のその他の事業費の増加要因としましては、近年の人件費や物価高騰など、社会情勢の変化により、資材や労務費が大きく上昇したことで約 8 億円の増額となります。

次のページをご覧ください。

上位計画への位置づけとしましては、大村市総合計画の政策の中で「快適で暮らしやすい都市環境の整備」に「公園・河川の整備」として大村市総合運動公園の整備が位置づけられております。また、大村市立地適正化計画の将来都市構造において「自然・レクリエーションの拠点」として位置づけられ、市民や来訪者が自然と親しみ、交流する場とされております。

次のスライドをお願いします。

社会情勢等の変化についてでございますが、事業計画地は宅地が増加している区域であり、人口に対する公園が不足しております。事業計画地周辺における小・中学校は、県内の中でも児童生徒数が多く、遠足の学校行事においても遠くの公園や行き先を分散するなど、苦慮されている状況でございます。また、令和 4 年に西九州新幹線が開業し、新幹線の開業効果も含め宅地開発が活発であり、今後も児童生徒数の増加が見込まれております。

次のページをお願いします。

地元等の意向についてでございますが、スポーツ協会や学校が主催する大会において会場が不足しており、早期完了を望む声が上がっております。また、供用開始済みの多目的広場では、ソフトボール競技の全国大会が開催されており、今後、整備を行う他競技についても、様々な大会を誘致していきたいとの声が上がっております。

次に、周辺には、県内最大規模の小・中学校があり、遠足や学校行事などに使える公園施設が学校付近にないため、学校関係者から近場で日常的に使える総合運動公園の整備を望まれております。

次に、日陰が少なく、熱中症対策の観点からも日陰施設の整備が望まれております。

このように、本公園に対する市民からの期待は大きく、市議会や子ども議会からも早期

の施設整備の要望が上がっております。

次のスライドをお願いします。

事業スケジュールについてですが、今後、多目的広場やクラブハウス、憩いの広場、園路・駐車場などの整備を行い、令和 10 年度の 1 期事業完了を予定しております。

次のページをお願いします。

事業の投資効果についてですが、費用対効果としまして、残事業が 1.04 から 0.22 になり、全事業が 3.04 から 2.14 となりました。プラス要因としましては、運動施設の多目的広場化により魅力値の増加による直接利用便益の向上があり、マイナス要因としましては、労務費や資機材等の価格上昇により全体事業費の増加及び利便性を高める休憩施設の変更や日陰施設の設置など、全体事業費が増加したことによるものでございます。

B/C では計測できない効果としましては、スポーツ大会の開催や大型イベント等の実施が可能になること、休憩施設の整備による公園利用者の分散効果、日陰施設整備による熱中症対策等がございます。

次のスライドをお願いします。

本市では、新幹線新大村駅周辺整備や県立・市立一体型図書館建設事業等、完成を遅らせることができない大型プロジェクトを優先したため、当該公園の事業費を抑制しておりましたが、これらの大型プロジェクトが完了したため、今後は最優先事業と位置づけ、当該公園に事業費を集中させ、優先的に整備を行ってまいりたいと考えております。

次のページをお願いします。

最後に対応方針でございますが、大規模なスポーツ大会への対応や市民スポーツの促進などを図るため整備を行うもので、スポーツ協会や学校等からも早期完成が望まれております。また、新幹線や河川工事からの建設発生土を盛土に流用するほか、多目的広場の人工芝化に伴い発生する真砂土を憩いの広場の造成に流用する等、可能な限りコスト縮減を図ってきております。

事業費の増額は見込まれるものの、費用対効果が見込まれることから、引き続き、事業の完成を目指したいと考えております。

したがって、対応方針としましては、継続として考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○友広委員長 大村市さん、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

○五島委員 発表ありがとうございました。

3 つ質問があります。一つは、時間について。これは計画が始まって既に 10 年が経過していて、今、全体の公園の約半分、55.9%できた状態。どうしてこんなに時間がかかっているのか。あと残りの 44%が、本当に本年から令和 10 年までに完成することが今のことでできるのか。まだ 14%の用地買収が完了してないということなんです。これはどういう状態になっているのかという時間の質問。

第 2 は、デザインの質問なんです。遊具、遊び場、駐車場、日陰などなど変更をされて、

それに伴う超過の予算が計上されているんですが、これは当初のデザイン計画の中に含まれるべきことで、最初のデザインがどうなっていたのか。どうして今さらそれを変更する必要があるのか。遊び場の内容とかは、最初に公園のマスタープランとか設計計画があるはずで、それが何かしらの審議を経て承認されているはずで、それがどうして今、ここまで変更する必要があるのか。これは、10年たったからということであるのであれば、じゃ、残りの大型のサッカー場とスタジアム、この設計はどうなっていて、これもやっぱり設計変更の必要があるのかというそういう再デザインの必要性、本当にあるのかどうなのかというところ、なぜそれが生じたのかというのがとても疑問です。

最後に、残りの、確かにこれはすばらしい計画で、早く完成をみたいと思うんですが、残りの部分はサッカー場と野球場ですか。これはいつ、第2期、第3期というのはいつ完成する予定ですか、というのが3つ目の質問です。

○大村市 河川公園課(金原) まず、時間的に今までかかっている分につきましては、ここに大型の産業廃棄物の施設がございました。その交渉に相当期間がかかっておりまして、そもそもの事業の着手が10年ぐらい経過してから着手しだしたというところが、今までちょっと遅れていった要因になります。どうしても産業廃棄物施設は代替地というのが懸念されている施設でございまして、そういったところの移転等に相当の期間を要しております。また、先ほど説明したとおり、事業費をずっと抑制をしてきたというところがですね、ほかの大型案件がめじろ押しでございましたので、どうしてもここにお金をかけることができなかったというのが大きな要因でございます。そのため、今まではちょっと時間がかかっておりました。

今後につきましては、用地もあと6筆購入という形でしております。先行して土地開発公社のほうで取得をしながらの取得ということで、事業費に関係なく購入はしているところでございますけれども、あとその分の残りの筆につきましても、令和8年度買収完了に向けて進めているところでございますので、今後、事業費も毎年6億円ぐらいのペースで進めていきまして、完成ができるように進めていきたいと考えております。

また、デザインの変更についてでございますけれども、ここがどうしても海風が強いということで、当初は樹木による日陰等を予定しておったところなんですけれども、やはり北風等、特に冬場の海風が強うございまして、どうしても木の生育に時間がかかるということで、どうしても木の生育までの時間が待てなく、今のこの熱中症対策の必要性が大きくなっているところもございますので、この辺のデザインというか、変更をかけて市民からの要望にお応えしていくところを考えております。

また、遊具とか、特に憩いの広場の部分につきましては、前回、エリアの拡大だけして、その後、詳細な設計を行って、そういった遊具の設置だとかバスケットボールコートを設置などというのは、今回設計を初めてしての事業費の確定ということになるものですから、どうしても現在に至ってその分を設計したということになります。

また、サッカー場を今回追加することについては、現在、多目的広場ということで真砂土舗装で運用しているんですけれども、なかなか利用促進という面で、やはり平日の利用とか、そういった部分が利用が少ないということもございまして、さらに、2期事業にサッカ

一場を造るということにしておりました部分を、サッカー場を前倒して、サッカーも使えるような施設を今回多目的広場にも整備することで双方の、ソフトボールだったりサッカー、それぞれが多目的に利用できるという部分をする中で利用促進を図っていくという部分で、今回そういった変更をかけてしているところでございます。

残りの２期、３期事業についてでございますけれども、令和１０年度の完了というふうに進めていく中で、今後１０年の完了までには２期事業のあり方につきましてしっかり整理をさせていく中で、２期をどういった形で整備を図っていくかという部分については検討していくというところでございまして、現時点では、とにかく１期事業の完了を目指して進めているところでございます。

以上でございます。

○五島委員 ありがとうございます。ということは、当初は詳細な設計がされていないまま予算が組まれたということですか。

○大村市 河川公園課（金原） そうですね。憩いの広場という部分に関しては、エリアの拡大をして、当初は広場を広げるだけのことで検討していたところではございますけれども、やはり市民のニーズ等を聞いていく中で、インクルーシブ遊具だったり、バスケットボールコートだったり、そういったニーズの高まりが強くなっているところも踏まえて、今回、そういった遊具の設置等を新たに追加させていただく中で事業費が上がってきたというところでございます。

○友広委員長 よろしいですか。——では、ほかの委員さんからどうぞ。

○梅本委員 業者さんとの契約のプロセスを教えてもらいたいですけれども、まず、工事業者というのはどういう形で決まるのか知りませんが、入札で決まるのか。

仮に入札で決まるとした場合、その対象というのは、もう既に買収が終わった用地に関する工事とか、部分的な入札になるのか。それとも、もう全体の工事についての入札を行うのか。

そして、今回、五島委員からもありましたように、ちょっと途中で事業の内容がいろいろと変わってきていますけれども、これは一旦、例えば業者と、これこれこういう設計で、幾らでやってくれという請負契約をした後に、いろいろと契約内容の変更が出てくるような形になっていて、またその契約をやり直すような形になっているのか。そして、そういう契約内容をやり直すのであれば、その契約内容のやり直しのプロセスというのはどんな形で、通常というか、今回やっているようなものなのかについて参考のために教えていただければと思います。

○大村市 河川公園課（金原） まず、工事の請負につきましては、一般競争入札という形をとらせていただいて、業者からの応募により工事を請け負っていただくということになりますけれども、基本的には、部分、部分で工事を発注してまいります、用地を取得したエリアからですね。例えば今後でいきますと、テニスコートの８面を整備する発注を行っていく、用地が買えたら憩いの広場の部分の整備を行っていく、で、駐車場だったりというところで、それぞれエリアを分けて施設ごとに入札して請負業者を決めていって工事を完了させていただくと。それに国の補助事業が絡みますので、国の補助事業の範囲で、それぞれ、

どの部分からできるかというのをしていくという形になりますので、請負の変更というのは、それぞれ発注していきますので、今、できるところからしていくというような発注形態になっております。全体で工事を発注する、エリア全体で工事を発注するということはしていかないような形、徐々に仕上げていくという形の発注形態ということになります。

○友広委員長 梅本委員、いいですか。

○梅本委員 とりあえず、結構です。

○五島委員 すみません、今のご発言に対して。

これだけの大きな規模の施設で、分割してちょぼちょぼで、工事だけ発注していくということ自体が、今みたいな手戻りの原因になるかと思うんです。普通、マスタープランみたいな全体計画、どこから人を入れて、段階的に工事をするにしても、どこに駐車場を置いて、どういうところで何をさせるのかという全体計画というのが必要かと思うんですが、そういうものは作成されてないんですか。

○大村市 河川公園課（金原） その点につきましては、前回の令和 3 年に区域の拡大をさせていただいたときに、修正設計という形で全体の駐車場の配置だとか、憩いの広場をどういった形でというところの修正設計を行っておりますので、全体的な設計としては、全体的な部分で設計をさせていただいて、工事というところになると、その設計に基づいて順番にしていくという工事になりますので、ここは全体で発注できない。工事を全体で発注できないというのは、事業費がどうしても国の補助事業で行っているもので、部分的にしか予算措置がされていないというところもございますので、そういった発注形態をとっているところでございます。

○五島委員 そうしたら、その全体を設計したのはどこですか。

○大村市 河川公園課（金原） 全体については、コンサルタントに発注して、オオバというところが全体的な設計を、全国規模の業者さんをお願いして公園の設計を行っているところでございます。

○大嶺副委員長 ちょっと教えてほしいんですけど、事業費が当初から倍ぐらいに増えているんですけど、スライドの 2 枚目を見ると、概要のところは第 1 期のことが主に書かれていて、第 2 期と第 3 期がいつの再評価の段階で加わったのか、それを教えていただけますか。

○大村市 河川公園課（金原） ここにつきましては、1 期事業の部分だけが再評価の対象でずっときておるところでございまして、2 期、3 期というのはまだ再評価自体を受けていないような状態になります。そのかわり、今の右の憩いの広場というエリア、3 分の 1 弱ぐらいの、1 期事業の右側の紫とか茶色とかあるエリアを令和 3 年のときに拡大を、2 期事業で予定していた部分を 1 期事業に組み込んで拡大をして令和 3 年度に再評価を受けさせていただいているところでございます。

○大嶺副委員長 ということは、1 期だけでこれだけ上がったということですね。了解しました。

○友広委員長 よろしいですか。

○中村委員 今の五島委員からのデザインの変更等の話もあったんですけど、今回の事

業の追加のところで、まず人工芝への変更のところも、先ほどの追加のご説明で必要性等は説明いただいたと思うんですが、これは一度ソフトボール場として供用された後で、やっぱり必要だということで人工芝に変更という話になったと思うんですが、あまりに最初の計画から一度供用して使ってみて、やっぱり変更というのが、なんかちょっとすぐ後足的な、もう公園の整備に含まれていると思うんですが、もはやこれは改修のほうにかかっているんじゃないかなという気がするので、もうちょっとその必要性と今回の事業の中に含まれる必要性というのをもう一度教えていただきたいのと、憩いの広場等の遊具の追加やバスケットコートの追加等は、近年のバスケット熱の高まりということで必要だとは、もちろん追加というのは必要だと思うんですけど、一度供用したものをもう一回改修というのを、もうちょっとご説明いただきたいかなと思います。

○大村市 河川公園課（金原） 人工芝化につきましては、大村市が現在、ナイターで利用できるサッカー場というのがクレイ広場しかございません。向陽高校のそばにあるのはナイター設備がございませんので、どうしても昼に限定されるということもありますし、なかなかサッカーの熱に対して利用できるスペースが少ないということがございます。

そういう中で、今回、多目的広場にナイター設備を建設して、今、2面分はできる予定となっておりますけれども、そのときに、夜のサッカー利用ということも大きな要因の一つとなりまして、ソフトボールとサッカーと比べたときに、やはりサッカーの利用というのは、フットサルだとかいろんな競技が、サッカーに括しても8人制サッカーだとか、子どものサッカー、そういった部分での利用がたくさんあるということの中で、現在、大村市としては不足しているという中で、ナイター設備がある施設として、こちらの多目的広場を人工芝化することによって、利用促進と市民からの要望にお応えするということをご案内したいという部分がございました。

そういう中で、第2期にサッカー場はもともとあったんですけども、それがまたできるまでに、1期事業が完成してからということになりますので、まだ10年というスパンで完成までかかるということもございましたので、利用を促進する上で、今回、整備計画を変更してまでも利用に対して、サッカーで使いたいというところが大きな要素としてありましたので、今回、改修という形にもなっていますけれども、そういった変更をさせていただいたものでございます。

○中村委員 分かりました。もう一点いいですか。

今度はテニスコートの防風フェンスのところになるんですが、この設計の図を見せていただいたところ、現在、供用されている6面のところにフェンスがあると思うんですけども、その隣のところとの間に、フェンスに隙間があったりとか、あとは南側からの風等も実際どれくらい風が吹くのか分からないんですが、このフェンスの設計で十分なのかの確認をされたのかどうかというのをちょっと伺いたい。右側と左側の間の隙間のところや南側からの風が吹いたときに、このフェンスの位置で十分なのかというところを教えてください。

○大村市 河川公園課（金原） 十分かという面では、本来は四方を囲いたいというのがございます。そういう中で、やはり冬場の風が想像以上に強くて、街部よりも北部の風というのは倍ぐらいの風の吹き方でございます。そういう中で、どうしてもやっぱり北風と西風、

海からの風ですね、そういった部分を止めたいというところで、北と西のできる可能な限りの場所に防風フェンスを設置することで、プレーヤーについて少しでも緩和できればという形で考えているところでございます。夏場の南風というのは、そこまで大きな風というのは吹いていないので、苦情等もやはり冬場の利用ということの苦情が多いということもございましたのでこういった設計にさせていただいております。

○中村委員 分かりました。せっかく設置するので、効果があるようにと思って質問させていただきました。ありがとうございました。

○友広委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 それでは、ほかにご意見もないようでございますので、対応方針についてお諮りをいたしたいと思っております。

対応方針（原案）は継続でございますが、「都政－3 都市公園事業 大村市総合運動公園」の事業につきましては、対応方針（原案）のとおり認めることによろしくございますか。

〔うなづく〕

○友広委員長 うなづいていただいたようでございますので、対応方針（原案）のとおり、継続を認めることといたします。

大村市さん、ありがとうございました。

道建－15 主要地方道 佐々鹿町江迎線（鹿町工区）

○友広委員長 次に、「道建－15 主要地方道 佐々鹿町江迎線（鹿町工区）」について、事業者よりご説明をお願いいたします。

○県北振興局 道路建設第一課（松武） 長崎県県北振興局 道路建設第一課の松武と申します。

道路改築事業 主要地方道 佐々鹿町江迎線（鹿町工区）の再評価についてご説明いたします。

今回、再評価に諮る理由としましては、前回再評価後の事業費及び工期の変更となります。

2 ページをお願いいたします。

まず、審議経過ですが、平成 24 年度に新規評価を受け、令和 3 年度に事業採択後 10 年経過ということで第 1 回審議をいただき、事業費及び工期の変更をしております。

今回は、第 2 回審議となり、事業費を 45 億円から 57 億円に増額、工期を令和 8 年度から令和 12 年度へと変更するため、審議をお願いするものです。

次に、3 ページをお願いいたします。

本事業の目的・事業概要・これまでの経緯です。全体計画延長 2.12 km、計画交通量は 1 日当たり 2,600～7,000 台となっております。平成 24 年度から事業を開始し、平成 28 年度から用地買収及び工事に着手、令和元年度には用地買収が完了し、鹿町町側

を一部供用開始しております。現在は、順次江迎側から中央のトンネル区間に向け工事を行っている状況です。事業進捗率は、令和 6 年 11 月末時点において、事業費ベースで 47%、用地進捗率は 100%となっております。

次に、4 ページをお願いいたします。

事業の効果及び必要性につきましては、鹿町町と江迎町を結ぶバイパス整備を行うことで、現在事業中である西九州自動車道（江迎鹿町 IC）へのアクセス向上を図り、地域間の物流効率化や交流人口の拡大による観光振興を支援するものです。また、令和 5 年 9 月に鹿町地区において、豪雨による冠水被害による県道の交通止めが発生しております。このような緊急的な交通止めがあった際の代替路の確保にもつながるものです。

次に、5 ページをお願いいたします。

事業費の見直しにつきましては、今回、事業費を 45 億円から 57 億円へ変更し、12 億円の増額となります。主な理由としましては、トンネル掘削土の一部を他事業に流用することでコスト縮減が図られたものの、道路への影響が懸念される転石群や急崖地形に対する落石対策の追加や労務単価及び資機材費用等の上昇により増額となったことが原因となります。詳細につきましては、次ページより説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

落石対策工追加による事業費の見直しです。終点側から順次施工を進捗していく中で、伐採を行い山肌が見えてきたところ、写真のような転石等が発見されたため、改めて当事業区間の調査を行い、道路に影響を与えるおそれがある転石群及び急崖地形に対し対策を行うこととしました。落石対策を行う箇所は、上に表示している落石対策 A 工区、B 工区になります。

次に、7 ページをお願いします。

コスト縮減につきましては、トンネルで発生する掘削土約 30,000 m³について、一部自工区に流用を行い、残りの約 16,000 m³を残土処分とする予定としていたところ、工程調整により平戸市大野地区で行われている圃場整備事業へ流用が図れることになったことから、コスト縮減として約 0.4 億円の減額が見込まれることになりました。

次に、8 ページをお願いいたします。

資材・労務費単価の上昇につきましては、社会情勢の変化により、前回評価時の令和 3 年度を基準とすると、令和 6 年 4 月時点で、資材単価のコンクリートが約 5 割、鋼材、軽油が約 2 割、労務単価も土木一般世話役、トンネル世話役等が約 2 割上昇しております。この単価上昇により、残工事であるトンネル工で約 6.9 億円の増、道路改良等で約 2.7 億円の増となり、計 9.6 億円の増額となっております。

次に、9 ページをお願いいたします。

今回、先ほどご説明した落石対策工追加により事業期間の見直しを行いました。具体的な落石対策に必要な年数としましては、調査・設計に 1 年、用地・補償に 1 年、施工に 2 年の計 4 年が必要となります。そこで、4 年延伸する理由ですが、残工事としてトンネル施工が予定されているが、落石対策工 A 工区がトンネル工の作業用道路付近にあること、また、近隣住民から落石を懸念する声もあったことから、安全面を考慮して落石対策完了

後にトンネル工に着手する必要があるということによります。よって、事業期間の 4 年延伸が必要となりました。

次に、10 ページをお願いいたします。

社会経済情勢等の変化につきましては、西九州自動車道の松浦佐々道路において、令和 7 年度に松浦 IC～平戸 IC 間が供用開始予定とされており、未供用区間の平戸 IC～佐々 IC 間についても整備中でございます。また、佐々 IC～佐世保大塔 IC 間は、現行の対面 2 車線から片側 2 車線の 4 車線化にする整備も現在進捗中でございます。道路ネットワークの整備強化による県北地域の産業・経済・文化のさらなる発展が期待されています。

次に、11 ページをお願いいたします。

事業の投資効果につきましては、費用対効果(B/C)が、前回評価時の 1.45 から、今回 1.40 になっております。プラス要因としては、費用便益分析マニュアルの改訂による原単位の増加、マイナス要因としては、事業費の増加と事業期間の延長となります。また、B/C では計測できない効果としまして、緊急輸送道路の機能強化があります。

次に、12 ページをお願いいたします。

最後に、対応方針としましては、本事業は鹿町地区と江迎地区を結ぶ新たなバイパス道路であり、本事業を行うことにより、西九州自動車道(江迎鹿町 IC)へのアクセス向上を図り、地域間の物流効率化や交流人口の増大による観光産業振興を支援する事業であり、また、災害時の代替道路に資する事業でもあります。

地元佐世保市から整備促進を要望されていることもあり、事業費の増額、期間の延長はあるものの、事業効果や費用対効果を鑑み、事業継続が妥当であると考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○友広委員長 県北振興局さん、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

○大嶺副委員長 トンネル掘削土の処分費が浮いたということなんですけど、コスト縮減としてはマイナス 0.4 億円ということで、それほどマイナスにはなってないんですけど、残土全部を処理されたのかということと、そこに書いている運搬費はかかったということなので、運搬費が結構かさんだのか。本来ならもうちょっと削減できるのかなと思ったんですが。

○県北振興局 道路建設第一課(松武) こちらにつきましては、もともと全て自工区流用以外は残土処分するというのが当初の想定だったんですけども、残土の流用につきましては、国からの指針等もあり、できるだけ流用できるところに流用するというのがあります。その中で調整を行った結果、圃場整備のほうに回せると、事業期間も大体合うというようなところの調整がついたと。ただ、残土処分場よりも遠くに持っていくような形になるところもありまして、運搬費がかさんだということもありますが、それを鑑みたとしても、大体 4,000 万円の減額が見込まれるということで、今回流用するというふうに考えたということであります。

○大嶺副委員長 全部処理されたということですか。それとも一部は、全部？

○県北振興局 道路建設第一課（松武） トンネルにつきましては、今後の整備になりますので、これから出てくるものについて圃場整備に持っていく予定という形になります。

○大嶺副委員長 分かりました。

○友広委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 3 ページの事業概要のところの計画交通量について、2,600 台～7,000 台というのは大分幅があるように感じるんですが、その理由を教えてください。

○県北振興局 道路建設第一課（松武） こちらにつきましては、西九州道の江迎鹿町 IC が接続をした後ですね、緑のところ江迎鹿町 IC として供用されると思います。ここから江迎町側のほうに行くのが 7,000 台、鹿町町側、左側ですが、こちらに行くのが 2,600 台という形になっておりまして、ちょっと幅があるんですが、方向によって変わってくるという形になります。

○友広委員長 ほかにございませんか。

用地も済んでいるということですので、あとは事業費をどう確保するかということだと思いますけれども、西九州道との関係もございまして、できるだけ早く完成させて地域住民の方々の利用促進を図っていただければ、事業効果もまたこれ以上になるんじゃないかと思っています。

ほかになければ、対応方針についてお諮りをしたいと思いますが、対応方針（原案）は継続でございます。継続ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 ありがとうございます。

それでは、「道建-15 主要地方道 佐々鹿町江迎線（鹿町工区）」の対応方針につきましては、原案どおり継続ということで認めることにいたします。どうもありがとうございました。

道維-2 道路改築事業 東長崎縦貫線

○友広委員長 それでは、次に、「道維-2 の道路改築事業 東長崎縦貫線」について、事業者の方からご説明をお願いいたします。

○長崎市 東長崎土地地区画整理事務所（笹原） 長崎市 東長崎土地地区画整理事務所の笹原です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の 1 ページをご覧ください。

再評価対象事業は東長崎縦貫線で、事業主体は長崎市でございます。

2 ページをご覧ください。

審議状況としましては、ご覧のとおりで、平成 28 年度に事業着手後、令和 3 年度に事業期間の見直しに伴い第 1 回目のご審議をお願いし、今回、事業費並びに事業期間の見直しに伴い第 2 回目のご審議をお願いするものでございます。

3 ページをご覧ください。

事業の目的としましては、国道 34 号の渋滞緩和及び交通事故発生時の周辺道路を含

めた長時間の渋滞発生の抑制、道路ネットワークの構築により東長崎地区における生活利便性の向上と安心・安全の確保を図るもので、現在 2 工区を施工中でございます。

事業概要ですが、延長は 700m で、幅員は右側の断面図のとおり、車道幅員は 6.5m、全体幅員は 16.5m でございます。事業進捗率でございますが、令和 5 年度末の事業費ベースで 58.5%、用地進捗率は面積ベースで 100% でございます。

4 ページをご覧ください。

図面の左側が長崎市中心部方面、右側が諫早市方面となります。東長崎縦貫線は、図面左側の長崎市田中町の切通交差点を起点として、図面右側の長崎市中里町の長崎運輸支局付近を終点とした都市計画道路で、国道 34 号に並行する形で計画されております。

事業の効果・必要性でございますが、国道 34 号における慢性的な交通渋滞の緩和及び国道、その他の都市計画道路等に接続することにより、東長崎地区における利便性を高める事業でございます。

5 ページをご覧ください。

次に、事業の進捗状況のうち、事業費見直しの内容でございますが、1 点目が図面の赤丸箇所において、現道の通行を阻害しない施工方法に変更したことで 1 億円の増、2 点目が資材・労務費・残土処分費等の単価上昇で 5 億円の増、合計 6 億円の増額で、全体事業費としましては、13.5 億円から 19.5 億円に増額するものでございます。

6 ページをご覧ください。

先ほどご説明させていただいた施工方法の変更内容でございますが、当初は全面通行止めによる工事施工の予定でしたが、道路を供用しながらの片側工事に施工方法を変更したもので、工事費のうち主に仮設費が増額となります。

7 ページをご覧ください。

2 点目の資材・労務費・残土処分等の単価上昇でございますが、事業着手した平成 28 年度と比較しまして 3 割から 10 割程度単価が上昇したことから工事費が増加したものでございます。

8 ページをご覧ください。

次に、事業の進捗状況のうち、事業期間見直しの内容でございますが、先ほどご説明させていただいた道路を供用しながらの片側工事に施工方法を見直したことに伴い、完了工期を令和 7 年度から令和 8 年度までに延長するものでございます。

9 ページをご覧ください。

施工方法見直し前の迂回ルート等を示した図面でございます。茶色が国道 34 号で、緑色の部分が現道でございます。また、中央部に青や赤で表示している部分が東長崎縦貫線の 2 工区の区間となります。当初、現道と重複する箇所について通行止めを行って、赤の矢印のとおり国道 34 号に迂回させながら施工することを計画しておりました。

10 ページをご覧ください。

見直し後の図面でございます。通行止めを予定していた赤の箇所について施工方法を変更したものでございます。緑で表示しております現道は、国道 34 号の裏道的な役割が

あり、朝夕の交通量が多いことや住宅地が並んでいることなどから、地元との協議により現道の通行を阻害しない施工方法に変更が必要となったものでございます。

11 ページをご覧ください。

次に、社会経済情勢等の変化でございますが、東長崎地区において、東長崎縦貫線のⅠ工区や長崎自動車道の4車線化が完成したものの、交通量の大きな増減等はなく、事業着手時と比較して社会経済情勢等の大きな変化はございません。

12 ページをご覧ください。

次に、事業の投資効果でございますが、今回、再算定を行いまして、前回の1.85から1.43となっております。前回からの主なプラス要因としましては、費用便益分析マニュアルの改訂による原単位(価格)の増加によるもので、マイナス要因としましては、事業費の増や事業期間の延長によるものでございます。

13 ページをご覧ください。

最後に、対応方針でございますが、本事業の用地進捗率は100%となり、全て買収済みであること、地元自治会等より、国道34号の慢性的な渋滞の抜本的解消について、かねてより要望が行われていること、事業費の増額や事業期間の延長はあるものの、費用対効果が見込まれることから、引き続き事業の完成を目指して鋭意取り組んでまいりたいと考えております。したがって、対応方針案としましては、継続とさせていただいております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○友広委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からのご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

○大嶺副委員長 施工方法の変更で、片側通行で全面通行止めをしないということなんですけど、当初はコストがかかるので全面通行止めで、迂回したとしてもそれが安いというそういう判断だったのが、住民からの反対で、片側で供用しながらと、そういういきさつですか。

○長崎市 東長崎土地区画整理事務所(笹原) 当初は、事業費の部分もあったんですけども、今も現道と国道というのは狭い道でつながっているんで、国道に回っていただいたとしても、十分理解が得られて施工できるんじゃないかというふうに思っていたんですが、思った以上に裏道を利用されている方が現状としてかなり多くて、やはり国道に回ってもらうというのは、国道の渋滞の状況を見たときにもなかなか難しいということで、今回、現道を通しながらの施工というふうに見直しをさせていただいたところです。

○大嶺副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 ほかに。——よろしいですかね。

それでは、ご質問等もないようでございますので、対応方針についてお諮りをいたしたいと思います。

対応方針(原案)につきましては、継続ということでございますが、「道維-2の道路改築事業 東長崎縦貫線」につきましては、対応方針(原案)のとおり、継続を認めることでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 では、継続を認めることといたします。長崎市さん、ありがとうございます。

砂防－１２ 地すべり対策事業 東山下地区

○友広委員長 それでは、次に、「砂防－１２ 地すべり対策事業 東山下地区」について、事業者よりご説明をお願いいたします。

○対馬振興局 河港課（多胡） 対馬振興局 河港課の多胡と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、砂防－１２ 地すべり対策事業 東山下地区の再評価についてご説明いたします。

東山下地区は、右図のように対馬市厳原町の東部に位置しております。前回再評価時点から変更が生じておりますので、再評価の審議をお願いいたします。

２ ページをお願いします。

審議の経過について説明いたします。前回は、着手後 10 年を経過した令和 3 年に再評価を受けております。その際、完了時期を令和 6 年度、事業費を 9.7 億円と設定しておりましたが、今回、工期を 5 年延長して令和 11 年度まで、事業費は 2.5 億円を増額して 12.2 億円に変更したいと考えています。費用対効果は、8.17 から 8.23 となっております。

３ ページをお願いします。

続きまして、事業の目的・概要等についてご説明いたします。東山下地区の地すべりブロックを図面に赤枠で示しております。当地区は、昭和 60 年に市、当時は厳原町ですけれども、そこで地すべり災害が発生し、復旧された箇所、A－I ブロックを含んでおります。その後、平成 15 年の人家裏斜面が崩壊するなど、地すべり活動と想定される石積みのはらみなど、変状が発生している状況でありました。

当地区は、小学校や病院、多くの住宅に近接しており、地すべり災害が生じた際には周辺に大きな被害を及ぼすおそれがあるということから、その保全対策として平成 24 年度から地すべり対策事業を実施いたしております。

地形としては、図面の上側が斜面の上部、下側が斜面の下部となります。当地区では、脆弱な地質構造等に起因しまして地すべり活動が発生していますので、周辺に位置する人家や市道等を保全することを目的としまして、今回の全体計画として横ボーリング工 166 本、杭打工 97 本、アンカー工 20 本などの実施を予定しております。

図上に黒色で着色しているものが令和 6 年度までに実施した対策工で、緑色が今回追加する未整備区間を示しております。現在までの進捗率は 67.5%となっております。未整備区間は、全体の真ん中、緑色の B－I ブロックという区間に位置してございます。

次、お願いします。

続きまして、事業費及び事業期間の見直しに至った経緯について説明いたします。

当地区では、令和３年度までに既にボーリング工を完成しまして、令和６年度に抑止工となる杭打工を完成。その当時、想定した対策工は一旦全て完成しておりました。その後、地すべりによって生じるひずみの発生、地すべりの原因となる地下水の変動等、これらが起こらないかということ把握するために観測を行っていたところであります。

事業最終年度であります令和６年度を迎える時点におきまして、それまで目立った変動は見られなかったことから、令和６年度の完成まで行いまして、事業概成の予定としておりましたが、令和６年８月の豪雨等によりまして、Ｂ－１ブロックですね、今、緑で示しておりますけれども、Ｂ－１ブロックにおいて地すべりの兆候が観測されました。具体的には、下の観測結果のグラフに示すように、８月に１００μを超えるひずみを観測してございます。この１００μという値が、国が定める地すべり防止技術指針及び同解説によりますと、地すべりの兆候が見られることから継続観測が必要とされる変動Ｃに該当するものです。これらのことから、今回、今後の継続観測と対策工の再検討を行うために、事業費と事業期間について見直しを行っております。

続きまして、事業の効果と必要性について説明いたします。

事業着手時点では、現地には地すべり活動に伴う地形の変状が多数あらわれておりました。例えば右下の写真、Ｂ－１ブロックの末端部に生じた舗装の亀裂、それから左下の写真、Ａ－２ブロック中腹部での地山の滑落、これらを撮影したものでございます。

東山下地区は、厳原小学校や住宅地に隣接しておりますので、地すべり活動を鎮静化させるため、左上写真の横ボーリング工や右上写真の杭打工の対策を実施しております。

次、お願いします。

事業費の見直しについて説明いたします。先ほど説明させていただきましたＢ－１ブロックにおける基準値を超える変動を受けまして、対策工の再検討を行いましたところ、緑色の箇所横ボーリング工やアンカー工の対策工の追加が必要と考えております。これらに係る増額は約１.７億円となっております。また、追加工事に伴いまして必要となる観測に０.６億円、資材・労務費等の高騰を０.２億円と計上いたしておりまして、全体で２.５億円の増額となっております。

次、お願いします。

続きまして、事業期間の見直しについてご説明いたします。令和７年度は、緑色に示す対策工の詳細な設計検討を行います。令和８年度は、対策工を行う場所の用地取得を行います。その後、令和１１年度にかけまして対策工と地すべりの観測を行う見込みとしております。５年間の事業期間の延長ということで考えております。

次、お願いします。

社会情勢等についてですけれども、前回、令和３年度に行った再評価時点と比較して、保全人家数に変更はなく、保全人家数は９５戸になります。

次、お願いします。

事業の投資効果について説明いたします。費用対効果は、前回評価時８.１７に対しまして８.２３と増加しております。費用対効果の変更要因のうち、プラス要因は評価する資産

や所得が増加しているため、これは資産評価単価等の改定に基づくものであります。マイナス要因は、対策工追加による事業費の増と工期の延長によるものであります。

次、お願いします。

最後に、対応方針といたしまして、当該事業箇所は小学校や多くの保全人家を擁する地域であり、保全対象の重要性や地域経済への影響から事業継続の必要性があること。それから、地元からの早期の事業概成を求められていること。それから、事業費の増加、期間の延長はあるものの、費用対効果が十分に見込まれること。以上のことから、対応方針（原案）は、継続といたしまして提案させていただきたいと思います。

以上で、東山下地区地すべり対策事業の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○友広委員長 ありがとうございます。

それでは、早速ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

○梅本委員 ちょっと事業の把握がよくできなかったんですが、当初の計画では、この図でもいいですけども、緑色部分とそれ以外の傘の骨のような部分がたくさんありますけれども、黒い部分ですね。この傘の骨のような部分全部が事業計画だったんだけど、今回、緑の部分が、対策が必要になったということなんですか。

○対馬振興局 河港課（多胡） 黒で塗ってある部分は、令和3年度までに工事を完了しております。当初、黒の部分だけで地すべり活動を止めることができると想定をいたして事業を進めてまいって、令和4年度から観測を続けていたと。観測を続けていたところ、この緑で塗ってある部分ですね、ここは対策をする予定ではなかったんですけども、地すべりの活動が見られたということで、今回、緑色の部分は新たに追加して、地すべり活動を止めたいというふうに考えているところでございます。

○梅本委員 事業進捗率 67.5%というのは、この緑の部分の話になるんですか。

○対馬振興局 河港課（多胡） 67.5%は緑色の部分を示しております。

○梅本委員 そうすると、たくさん黒色の部分がありますけれども、ほかの部分は特に問題なくて、この緑色の部分だけ、何らかの計測によって、ちょっと慎重な対応が必要とされるということでの事業ということですね。

○対馬振興局 河港課（多胡） そのとおりでございます。

○大嶺副委員長 今のところのお話なんですけど、緑のところに水抜きボーリング工だと思えますけど、それはもう既に計画済みで、緑のところが平成24年度着工で、それから変状が見られたというのが今年ですか、今年度。

○対馬振興局 河港課（多胡） 平成24年度から始めた事業は黒で塗ってある部分ですね。これら黒で塗ってある部分の対策は令和4年度までに全て対策を完了したということで、これで事業完了したいと思っていたところ、昨年度の雨が降った際に地すべり活動が認められて、緑の部分を今回追加して対策を行いたいと、緑色の部分が動いた兆候が見られたということです。

○大嶺副委員長 分かりました。もうちょっと教えてほしいんですけど、緑のところが水抜きの対策をしたのに効果がなかったからなのか。それと、ほかのところも今後同じように、

また雨の降り方で地すべりが起こりそうなところが増える可能性があるのかというのを教えてください。

○対馬振興局 河港課(多胡) この緑色の部分が今回の雨で、令和 6 年の雨で地すべり活動が見られたんですけれども、黒色の部分に関しても観測は継続していきます。それでもし地すべりの活動が認められる場合、また追加で検討を行う必要が出てくる可能性はございます。

○大嶺副委員長 この場所は、水抜き対策をとったのにあまり効果がなかったということですか。

○対馬振興局 河港課(多胡) あまりというか、一定の効果はもちろん出ているんですけれども、今回、令和 6 年の雨が非常に大きな雨というのもございまして、この B-1 の緑色のブロックですね、こちらのほうが若干やっぱり動いたようだという事です。

○大嶺副委員長 分かりました。

○梅本委員 ちなみに、令和 6 年 8 月の豪雨というのはどの程度の、例えば何年に一回とか、どの程度のレベルの豪雨だったんでしょうか。

○対馬振興局 河港課(多胡) 昨年の雨なんですけれども、6 月の終わりぐらいから 8 月にかけて、結構降る量が割と多くて、この時点の雨、何年に一度というのはちょっと申し上げにくいんですけれども、63 ミリという時間雨量が降っておりまして、かなり強い雨が降っている状況でございました。

○友広委員長 ほかにございませんか。

それでは、ほかにご意見、ご質問もないようでございますので、対応方針についてお諮りをいたしたいと思います。

対応方針(原案)につきましては、事業継続ということでございますが、原案どおり継続ということでお認めいただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 ありがとうございます。それでは、「砂防-12 地すべり対策事業 東山下地区」につきましては、対応方針(原案)どおり、事業継続ということをお認めいたします。対馬振興局さん、ありがとうございました。

その他

○友広委員長 以上で本日の審議項目は終了いたしました。

委員の皆様から、今日のことを含めて、何かご意見、ご質問があればお受けしたいと思いますけれども。——よろしいですか。

それでは、一応審議のほうはこれで終了させていただきます。あと事務局のほうに…。

○五島委員 ちょっと蒸し返すようなんですけれども、最初の公園の話なんですけど、私も設計する立場からして、今日のお話は明らかにこれは設計の手抜き設計というか、ずさんな設計のために後づけのデザインが、あるいは変更が発生して、新たなお金が発生してきたということなんですけど、そういう場合、誰の責任になるのか。マスタープランを発注した

側に責任があるのか。あるいは、設計した側、手を抜いてあるべきものを計上していない、あるいは現地の調査ができなかったみたいなどころをした、いわゆるもとの計画をしたところが悪いのか。そこら辺、梅本先生にご意見を伺いたいんですけど、どうなんですかね。

○梅本委員 すみません、専門じゃないので、ちょっと何ともコメントしようがないんですが、確かに、私もちょっと五島委員の意見を伺って、何かこう各種団体が十分な協議をして決まったので、もう変更のしようがないと言われましたけど、本来、一番最初のプランのときに皆さんといろんな協議をして決めているんじゃないのかなと。それが後から、いつの時点で十分な協議をして、もうこれ以上変更の余地はないみたいな話になっているのかなというのをちょっと思ったりしたんですけども。誰の責任かどうかというのは専門じゃないので、ごめんなさい。分かりません。

○五島委員 例えばこれ、アメリカとかだったら、確実に設計事務所の責任が問われると思うんですね。なぜ、そもそも計上していなかったのか、どうしてそういう変更が生まれるのか、変更することによる工事費は誰が負担するのかみたいなどが協議されて、いろんな裁判に持ち込まれるような事例だと思うんですけども、今回、要るものはしょうがないからいいですよというような感じで通るんですが、実際、これってもう少しちゃんと最初のところで計画していたら、かなり防げた出費だったんじゃないかなと私は思いました。

○友広委員長 ご意見として伺っておきたいと思いますが、私の考えを申し上げさせていただくと、大村市さんは非常に県下でも一番発展しているといえますか、人口も増加しているということで、当初のマスタープランからすると、いろいろな状況変化があったということで、多分もっと手前で本来なら見直すべきだったところを、我慢しながら、我慢しながら、もうこれは今やらないとますます大きなことになるということで、私の認識ではぎりぎりの線で見直しをされて、事業内容と事業費が本日諮られたんじゃないかなということで、これがあと 1 年、2 年もしたら、それこそ責任問題とか何とかに発展していく、その辺のぎりぎりのところでの対応じゃないかなと、私としてはそう受け止めたんですよ。

ただ、先ほどちょっと時間が押していたので言わなかったんですけど、予算としては年間 6 億円ペースでというようなことをおっしゃったんですけども、6 億円ペースでは、またということになる危険性があるので、その辺は念を押しておきたいなと思ったんですけど、時間が押していたので申し上げなかったんですけど、今、五島委員がおっしゃったとおり、その辺は大村市さんも覚悟して、今後、事業の進捗を図っていただければなというのが私としての考え方でございます。

その辺は意見書の中で何かちょっと加えることにしたらどうかと思いますけれども、事務局のほうで、よろしいですか。

○事務局（金子） はい。

3 閉 会

○事務局（金子） ご審議ありがとうございました。

本日の議事内容につきましては、速記録に基づき議事録を作成し、委員の皆様にご確

認いただいたうえで公表したいと考えております。

また、意見書の内容につきましては、後日とりまとめたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和 6 年度第 4 回委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

— 午前 11 時 52 分 閉会 —